

霧島市条例第7号
令和3年3月30日

霧島市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市手数料条例の一部を改正する条例

霧島市手数料条例（平成17年霧島市条例第75号）の一部を次のように改正する。
別表第1中第85項から第88項までを3項ずつ繰り下げ、第84項の次に次の3項を加える。

85 建築物省エネ法第12条第1項又は同法第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「適合性判定」という。）に対する審査	次に掲げる適合性判定に係る区分に応じそれぞれ当該区分に掲げる金額 ア モデル建物法を用いて計算したもの 154,000円 イ 標準入力法等を用いて計算したもの 381,000円
86 建築物省エネ法第12条第2項又は同法第13条第3項の規定に基づく適合性判定に対する審査	次に掲げる適合性判定に係る区分に応じそれぞれ当該区分に掲げる金額 ア モデル建物法を用いて計算したもの 77,000円 イ 標準入力法等を用いて計算したもの 190,000円
87 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条に規定する軽微な変更該当していることを証する書面の交付に対する審査	次に掲げるエネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に係る区分に応じそれぞれ当該区分に掲げる金額 ア モデル建物法を用いて計算したもの 77,000円

	イ 標準入力法等を用いて計算したもの 190,000 円
--	---------------------------------

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。